

5 話題提供

(2) 浸水想定区域の指定について

洪水浸水想定区域の指定拡大について

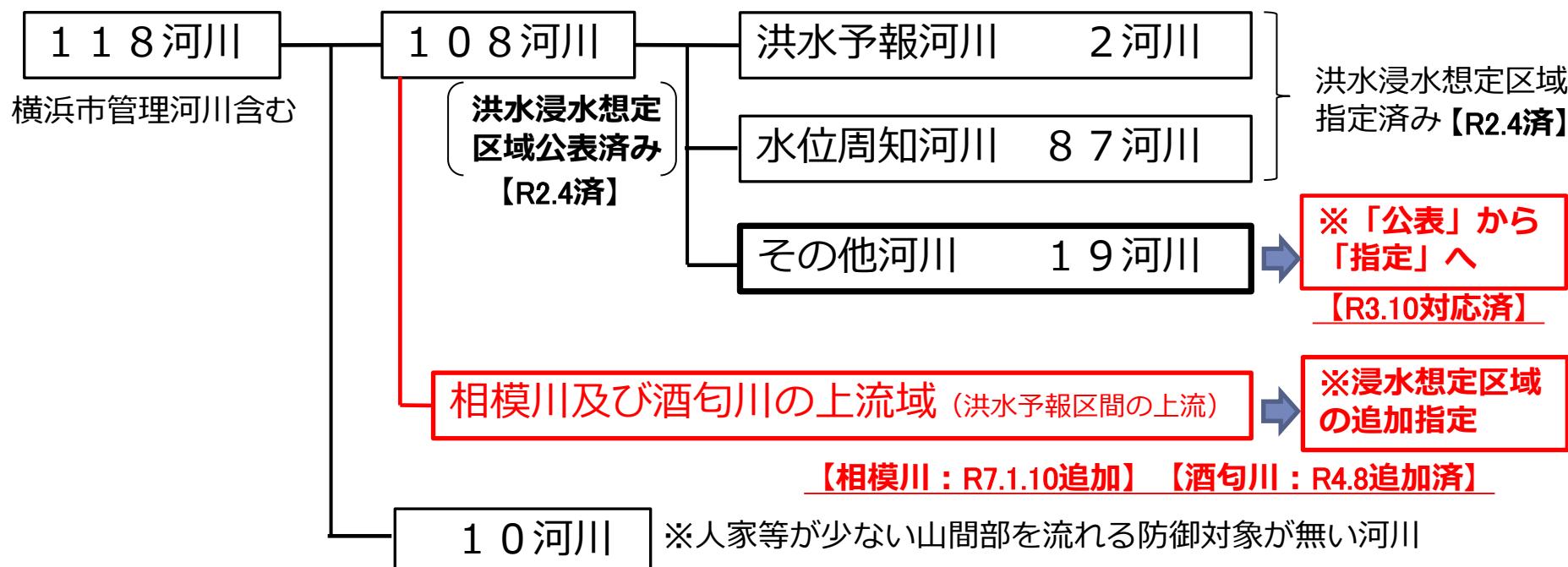
◇水防法：令和3年7月改正

[改正概要]

令和元年東日本台風等では、洪水予報河川や水位周知河川以外の一級・二級河川において、河川氾濫による人的被害が発生したことを踏まえ、**洪水浸水想定区域の指定対象を現行の大河川等から住家等の防御対象のあるすべての河川流域に拡大**

[本県の対応]

※□: 水防法改正に伴う対応箇所

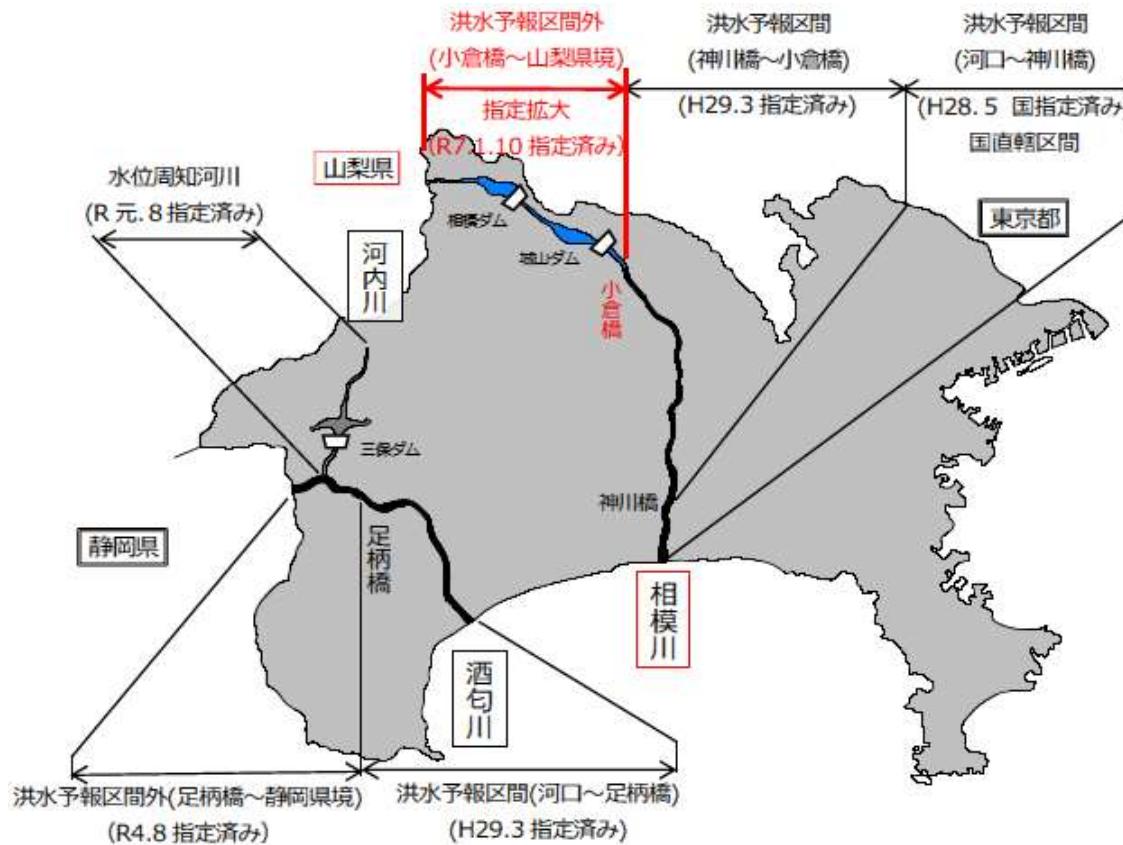


洪水浸水想定区域が指定された場合、当該市町村は、洪水ハザードマップを作成する必要があります。

洪水浸水想定区域の指定拡大について

◇指定対象区間の拡大

令和3年7月の水防法改正により、これまでの洪水予報河川（区間）又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川における**住宅等の防護対象のある全ての河川**に拡大されたことから、**相模川及び酒匂川の上流域**についても浸水想定区域の追加指定を進め、**令和7年1月をもって完了**。



洪水浸水想定区域図の誤りについて

◇洪水浸水想定区域図の誤り

平成29年3月に公表した相模川・中津川における洪水浸水想定区域図のうち、**家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）**に誤りがあることが判明した。

本件については、令和7年10月31日に記者発表を行い、周知するとともに、**修正後の区域図の年内公表**に向けて、修正作業を進めている。

[誤りの概要]

堤防が決壊した際に、家屋が倒壊・流出する危険性が高い範囲を示す「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」を過大に設定していた。

[誤りの原因]

- 受注者が使用したソフトウェアの不具合
- 受注者によるデータの誤入力

[誤りへの対応]

- 誤りのあった区域図について、県のホームページでの公開を停止
- 沿川の市町に誤りの内容や対応状況の説明
- 再発防止策の検討
- その他の河川の確認作業

